



島根県報

平成23年3月31日（木）

号外第84号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県会計規則の一部を改正する規則

（審 査 指 導 課） 2

公布された条例等のあらまし

◇島根県会計規則の一部を改正する規則（規則第43号）

1 規則の概要

- (1) 遅延賠償金を徴収する場合の割合を年3.1パーセントに改めることとした。（第71条関係）
- (2) 組織改正に伴う規定の整理（第12条関係）
- (3) 平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律の一部改正に伴う規定の整理（第48条関係）

2 施行期日

平成23年 4 月 1 日から施行することとした。

規 則

島根県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年 3 月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第43号

島根県会計規則の一部を改正する規則

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）の一部を次のように改正する。

第12条第3項中「情報公開グループリーダー」を「上席調整監」に改める。

第48条第2項第14号中「平成22年度における子ども手当の支給に関する法律」を「平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律」に改める。

第71条第1項中「年3.3パーセント」を「年3.1パーセント」に改める。

附 則

この規則は、平成23年 4 月 1 日から施行する。